

○ 新築住宅(分譲マンション及び1000㎡を超える共同住宅等 ※)の評価料金

表1 1000㎡を超える共同住宅等(分譲マンションを除く) (消費税込)

設計評価料金 $S \times (A) + (B) + M \times 5,500$ 円	S : 評価対象住棟の延床面積(建築基準法に定める延床面積)から1000㎡を減じ、100㎡で除し、小数点以下を切り捨てた数値
建設評価料金 $N \times (B) + M \times 7,700$ 円	M : 評価戸数 N : 検査回数(3階以下でN=4、4~9階でN=5、以降7階毎にNは1ずつ増加する。尚、階数は地階を含んで計算する。) A、B : 延床面積毎に、下表にて定める数値

延床面積毎のA、Bの値

延床面積	区分	A	B
1000㎡超え 2000㎡以内	製造者認証 型式認定等 その他一般工法	11,000円	66,000円
2000㎡超え 3000㎡以内		9,900円	66,000円
3000㎡超え 5000㎡以内		8,800円	66,000円
5000㎡超え 7000㎡以内		6,600円	66,000円
7000㎡超え 10000㎡以内		4,400円	66,000円
10000㎡超え 50000㎡以内		2,200円	66,000円

表2 分譲マンション

(消費税込)

M : 評価戸数	設計評価料金/戸	建設評価料金/戸	合計/戸
20~24戸	37,400円	23,760円	61,160円
25~29戸	36,300円	23,100円	59,400円
30~34戸	35,200円	22,440円	57,640円
35~39戸	34,100円	21,780円	55,880円
40~44戸	33,000円	21,120円	54,120円
45~49戸	31,900円	20,460円	52,360円
50~59戸	30,800円	19,800円	50,600円
60~69戸	29,700円	19,140円	48,840円
70~79戸	28,600円	18,480円	47,080円
80~89戸	27,500円	17,820円	45,320円
90~99戸	26,400円	17,160円	43,560円
100~149戸	25,300円	16,500円	41,800円
150~199戸	24,200円	15,840円	40,040円
200~249戸	22,550円	15,180円	37,730円
250~299戸	20,900円	14,520円	35,420円

表3 分譲マンション

- ① 累計住戸数 500 戸以上申請
 - ② 住戸タイプ数が、原則 5 タイプ以下（類似タイプ含む）
- 上記①②の両方を満たすもの

(消費税込)

M：評価戸数	設計評価料金／戸	建設評価料金／戸	合計／戸
20～24戸	20,900円	19,800円	40,700円
25～29戸	20,350円	19,250円	39,600円
30～34戸	19,800円	18,700円	38,500円
35～39戸	19,250円	18,150円	37,400円
40～44戸	18,700円	17,600円	36,300円
45～49戸	18,150円	17,050円	35,200円
50～59戸	17,600円	16,500円	34,100円
60～69戸	17,050円	15,950円	33,000円
70～79戸	16,500円	15,400円	31,900円
80～89戸	15,950円	14,850円	30,800円
90～99戸	15,400円	14,300円	29,700円
100～149戸	14,850円	13,750円	28,600円
150～199戸	14,300円	13,200円	27,500円
200～249戸	13,750円	12,650円	26,400円
250～299戸	13,200円	12,100円	25,300円

- 備考：1)別表 3-1 の延床面積 1000 m² 超え 2000 m² 以内における、「製造者認証」及び「型式認定等」の評価にあつては、別表 3-1 によらず別表 2 の 1000 m² 以内の評価料金を適用する。
- 2)分譲マンションの基本評価料金は別表 3-2、その中で要件に合う場合は、別表 3-3 を当該評価料金とする。
- 3) 別表 3-2、別表 3-3 において、単価が変わる境界付近の評価戸数計算総額が下段の最小評価戸数の計算総額を上回る場合は、下段の最小評価戸数の総額を当該評価料金とする。
- 4)別表 3-2、別表 3-3 において、19 戸以下及び 300 戸以上の評価料金は別途見積もりとする。
- 5)音環境評価料金は、設計評価料金について別表 3-1 では(M×2,200円)、別表 3-2、別表 3-3 においては(55,000円+M×3,300円)を別途加算する。
- 6)音環境を除くその他の選択項目が非選択となる場合は、設計・建設評価料金共(M×275円×音環境を除く非選択項目数)を減額するものとする。
- 7)液化化情報提供を希望する場合は、上表の当該設計・建設評価料金総額に(M×550円)を加算する。
- 8)建設住宅性能評価において、遠距離、離島等の場合には出張費(交通費実費を含む)を請求することができるものとする。
- 9)業務規程第 35 条(評価料金等を増額するための要件)に該当する場合は別途見積もりとする。

※ 共同住宅等とは、他住戸のある共同住宅等をいう。(共同住宅、長屋、2世帯住宅等)